

		御意見の概要	御意見に対する考え方
1	外周仕切設備の要件について	<p>施行規則第26条第1項第1号二の外周仕切設備に、内部仕切設備は含まれないのか。外周仕切設備だけでは水の漏出対策として不十分ではないか。</p>	<p>本パブリックコメントは放射性物質汚染対処特措法施行規則第26条第1項第1号二の規定により放射線障害防止のための外周仕切設備の要件に係るものであり、内部仕切設備は含まれていません。</p> <p>また、外周仕切設備については、漏出を防ぐよう、その要件に水密性を有する鉄筋コンクリートを用いることや、埋め立てた特定廃棄物と接する面が遮水の効力等を有する材料で十分に覆われていることを定めます。</p> <p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、今後、廃棄物処理法に基づく遮断型処分場の基準等もふまえ、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、詳細な設計等を進めてまいります。</p>
2		<p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物の埋立地を廃棄物処理法の遮断型最終処分場に準じたものとするには、安全性に関しての裏づけ、妥当性がなく、適当でない。</p>	<p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、廃棄物処理法に基づく遮断型最終処分場の基準に加え、「放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること」を要件とし、安全性を担保することとしています。</p> <p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、今後、生活環境保全上の支障が生じることのないよう詳細な設計等を進めていくこととなります。</p>
3		<p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物の埋立処分にあたって、今回提示された要件の外周仕切設備を備えることは、処分施設の周辺環境への配慮の観点から妥当な内容である。実際の遮断型処分場の運用にあたっては、処分する廃棄物の数量や放射性物質濃度によって、適正な措置をとるべき。</p>	<p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、今後の詳細な設計や維持管理方法等について検討を進めてまいります。</p>

4		<p>遮断型最終処分場は永久管理を前提に考えられている。したがって、長期的な保管・管理を考えて6面を目視監視できる構造要件となっており、管理点検廊にベントナイト混合土を充填することは管理を放棄することにならないか。</p>	<p>管理点検廊は、目視により処分場の損壊の有無を点検するために設置するものであり、埋立終了後の数十年の間は、コンクリートのひび割れ点検や劣化診断等の検査によって構造物の健全性を確認するとともに、線量が十分低い状態になっていることを確認します。その後、管理点検廊をベントナイト混合土で充填し、以降は地下水等のモニタリングを継続的に行い、適切に管理していくこととしております。</p>
5		<p>管理点検廊に「ベントナイト混合土」を充填することに言及しているが、長期的な安全性が確保される限り、通常の土壌等でもよいこととするのか。ベントナイト混合土は、母材により混ざりやすさ、締固め度等に要求される透水係数にはばらつきが生じる懸念があることから、ベントナイト100%にすべきではないか。</p>	<p>管理点検廊に充填する土は、放射性セシウムの漏出を防止するためのバリア層として設置するものであり、ベントナイト混合土が適切であると考えます。ベントナイトの混合率は、放射性セシウムの減衰割合と透水係数を勘案した上で、適切な値を算定して決定することとなります。</p>
6	埋立終了措置について	<p>管理型構造及び安定型構造の埋立地での埋立て終了時の措置を「厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆い」との規定することについて、「これに類する覆い」の具体的内容が不明確であるため、「厚さが50センチメートル以上の土壌」と規定すべきである。</p>	<p>埋立終了時の措置としては、土壌により表面を覆うことが最も一般的ですが、土壌と同等以上の効果がある他の材料を用いる場合も考えられるため、「これに類する覆い」を含めています。</p>
7		<p>8,000Bq/kg以下の廃棄物を埋め立てた処分場について、「最低3年間の管理期間」も要件に追加すべきである。</p>	<p>特定廃棄物を埋め立てた処分場においては、当該処分場が廃止されるまでの間、引き続き、放射線量や地下水のモニタリング等の管理を一定期間行うこととなります。廃止までの期間を設定するかどうかも含め、廃止基準についての検討を進めてまいります。</p>

8		<p>覆土の上に、風や鳥により運ばれた種から生えた草木の根から放射性物質が吸われ、地表に出て、動物や枯れることにより拡散していくので、安全を保障できない。</p>	<p>特定廃棄物の最終処分場の跡地については、その覆土が破られることを防ぐ等、埋め立てられた廃棄物の放射能濃度等に応じて、放射性物質が拡散され周辺住民の方に影響が出ることを無いう対策を講じてまいります。</p> <p>なお、事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てた埋立地については、埋立を終了する際の措置としてコンクリートにより覆いをすることとしています。</p>
9	<p>外周仕切設備、埋立終了措置両方の規定について</p>	<p>原子力安全委員会の考え方に示される年間追加被ばく線量の値を要件に追加するとともに、その規制値を担保するために求められる必要な要件も具体的に規定すべきである。</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行規則で定められた特定廃棄物の処理基準は、原子力安全委員会の考え方を踏まえたものとなっています。</p> <p>当該考え方における目安は、今回定める外周仕切設備に係る要件に加え、埋立終了時の覆土など法に基づく各基準を満たすよう個別に設計・施工を行い、総合的に担保することとしています。</p>
10	<p>構造の安全性等について</p>	<p>処分対象が可溶性の放射性セシウムを含有するものであることにかんがみ、放射性物質の漏洩の危険性を考慮して、特定廃棄物の物理化学的な特性の考慮、施工上の配慮、耐久性等について規定すべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象である外周仕切設備の要件、埋立終了措置は、廃棄物処理法に基づく遮断型最終処分場の技術上の基準に準じて強度等を定めております。</p> <p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、今後、詳細な設計等を進めていくこととなりますが、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、コンクリート構造物の耐久性等についても詳細な設計等を進めてまいります。</p>

11		<p>「一軸圧縮強度25N / mm²」という数値は、一般的には高い水密性を有するとは考えられず、「厚さが35 cm」という数値についても薄いと思われる。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象である外周仕切設備の要件、埋立終了措置は、廃棄物処理法に基づく遮断型最終処分場の技術上の基準に準じて強度等を定めております。なお、外周仕切設備及び埋立終了時に開口部を閉鎖するための覆いの遮断の効力に関する要件は、「一軸圧縮強度25N / mm²」という強度を満たし、かつ水密性を有することとしておりますので、「一軸圧縮強度25N / mm²」は水密性の指標ではありません。</p> <p>事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、今後、詳細な設計等を進めていくこととなりますが、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、コンクリート構造物の耐久性等についても詳細な設計等を進めてまいります。</p>
12		<p>放射能濃度が高濃度である廃棄物を処理する施設であるため、万が一損傷・損壊等があった際の多重防護の考え方も要件に取り入れるべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象である外周仕切設備の要件、埋立終了措置は、廃棄物処理法に基づく遮断型最終処分場の技術上の基準に準じたものとしており、目視等により損傷等の有無を点検できる構造にすることとしています。</p> <p>埋立終了後の数十年の間は、目視によりコンクリートのひび割れ点検や劣化診断等の検査によって構造物の健全性を確認するとともに、線量が十分低い状態になっていることを確認します。その後、管理点検廊をベントナイト混合土で充填し、以降は地下水等のモニタリングを継続的に行い、適切に管理していくこととしております。</p>
13		<p>長期間にわたり人体に有害な放射性物質を出しつづける放射性廃棄物をこの程度の供用限界期間の施設に埋め立てることは危険である。また処分場の強度や特定の場所に廃棄物を置き続けることについても不安がある。</p>	<p>遮断型処分場における廃棄物の埋立にあたっては、十分な遮蔽を行うとともに、埋立終了後の数十年間は、目視によりコンクリートのひび割れ点検や劣化診断等の検査によって構造物の健全性を確認するとともに、線量が十分低い状態になっていることを確認します。その後、管理点検廊をベントナイト混合土で充填し、以降は地下水等のモニタリングを継続的に行い、適切に管理していくこととしております。</p>

14	埋め立てる廃棄物の種類や放射能濃度等について	特定廃棄物の埋立処分については、その濃度に応じて3類型(遮断型、管理型、安定型)の処分場で処理を行えることとしているが、埋立てて良い廃棄物の種類は廃棄物処理法と異なるのか。	遮断型相当、管理型相当、安定型相当の最終処分場に埋め立てる特定廃棄物は、廃棄物処理法における遮断型、管理型、安定型の各最終処分場に埋立処分できる廃棄物と、それぞれ同様の品目・性状等の廃棄物です。
15		事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物を埋立処分すると基準値が高すぎるため、100Bq/kg程度とすべきである。	事故由来放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法で適切な管理をすることにより、安全に埋立処分することが可能であることを確認しています。 事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物については、災害廃棄物安全評価検討会において、長期的な安全性の確保といった観点に配慮すること等により遮断型最終処分場での埋立処分が技術的に可能との考え方が示されており、本パブリックコメントの対象となる外周仕切設備の要件及び埋立終了措置は、この考え方にに基づき定めるものです。
16		遮断型相当の処分場での埋立においては、遮断の効力を発揮させるために1区画ごとの埋立面積に制限を設けるべきである。	本パブリックコメントは放射性物質汚染対処特措法施行規則第26条第1項第1号二の規定による放射線障害防止のための外周仕切設備の要件に係るものであり、埋立区画の制限等は含まれておりません。 事故由来放射性物質の濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物を埋め立てる埋立地については、今後、詳細な設計等を進めていくこととなりますが、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、検討を進めてまいります。
17	その他	廃棄物の処分の考え方として、有害物は濃縮して減容化し、適正な処分管理を行う必要があると考える。事故由来放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下の通常処分が出来る廃棄物と、10万Bq/kg以上の遮断型相当の処分場で処分する廃棄物を明確に分けることが有効な方法である。	御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、特定廃棄物の処理においては、放射性物質の濃度に応じて適切に管理を行っていくこととしています。

18		災害廃棄物の広域処理に反対である。	御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。
19		現状の放射能汚染検査のほとんどは、線核種しか対象にしていけないが、線核種と線核種の測定をせずに安全を確保することはできない。	「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考え。」とされています。このことを踏まえ、今般の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、放射性セシウムを支配的な核種として対応しています。
20		パブコメ資料がわかりにくい。	御指摘については、今後の業務の参考とさせていただき、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。